平成３０年（フ）第７８０号
大阪市西成区岸里東２丁目15番14―205号
債務者　大場　隆千
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９１２号
大阪市西成区天下茶屋１丁目29番16号　蒲生文化　２Ｆ
債務者　中西佐貴雄
1　決定年月日時　平成30年３月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月11日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月18日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７５号
栃木県鹿沼市茂呂200番地１　パルティール・メゾンＰ棟
債務者　渡邉　英治
1　決定年月日時　平成30年３月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成30年４月20日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成３０年（フ）第１５３２号
東京都江戸川区春江町５丁目24―７　サングレイスハイツＡ201
債務者　猪股みどり
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５３３号
東京都江戸川区大杉１丁目13―６―207
債務者　小林　　崇
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第１５３５号
東京都世田谷区南烏山６丁目33―28―107
債務者　平井優美子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月15日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２７号
静岡市清水区高橋２丁目１番25号　光風荘７号
債務者　吉田久美子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第４６号
静岡市駿河区鎌田44番地の14
債務者　望月千恵子
1　決定年月日時　平成30年３月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年５月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年５月16日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

破産手続廃止

平成２９年（フ）第３１５０号
青森県八戸市大字是川字二ツ屋６番79
破産者　南部バス株式会社
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第１３５号
松江市西持田町350番地２　市営竹崎アパート１―402
破産者　山中　　恵
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松江地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２３６号
札幌市東区北48条東19丁目２番15号
破産者　株式会社メグレックス
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第８９号
群馬県高崎市浜尻町593番地１
破産者　株式会社ニケプランニング
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第４０９号
静岡市清水区谷田８番２号
破産者　有限会社サンクデザインオフィス
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７３号
名古屋市中区栄２丁目２番23号　アーク白川公園ビルディング４階、商業登記簿上の本店所在地名古屋市中区大須４丁目12番１号
破産者　日本システムプロモート株式会社
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１１２７号
名古屋市港区八百島１丁目1102番地
破産者　有限会社石川建設
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１８７６号
名古屋市中川区山王２丁目６番６号　一光ハイツ山王Ａ棟203号
破産者　スカイバンク株式会社
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第３号
神戸市兵庫区荒田町１丁目20番１号
破産者　株式会社松岡服地店
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第２９号
広島県竹原市東野町305番地
破産者　有限会社惠美重機
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所呉支部

平成２９年（フ）第２０１号
鹿児島県鹿児島市原良７丁目１番18号
破産者　有限会社秋元商店
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係